

オラクル・ソフトウェア製品およびサポートご購入の際の注意事項

平素は、富士通製品をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

当社より提供しておりますオラクル・ソフトウェア製品およびサポートをご購入いただく際の重要なルールについてお知らせいたします。対象製品については、最終ページをご参照ください。

米国オラクル・コーポレーション(以下、米国オラクル社)は、オラクル・ソフトウェア製品並びにサポートの提供/実施に関するルールをグローバルで統一しております。当社からオラクル・ソフトウェア製品およびサポートをご購入いただく場合も、このグローバル・ルールが適用されます。特にご注意ください事項について以下にまとめましたので、お取引の際はご理解の程お願い申し上げます。

なお、本お知らせに掲載のルールは、米国オラクル社により通知なく随時変更または更新されるものであり、ご購入時点での最新ルールが適用されます。

※ 本お知らせに掲載の内容については、富士通株式会社に責任が存在します。

1. オラクル・ソフトウェア製品ご購入の際の注意事項

(1) 価格改定

日本オラクル社が価格改定を行う場合、当社も、日本オラクル社での新価格適用に合わせ、すみやかに価格改定を行います。

(2) 日本オラクル社へのお客様情報の開示

お客様とのお取引内容について、当社より日本オラクル社に報告することが義務付けられています。日本オラクル社に開示する情報は、お客様の会社名、所在地、お取引した製品名、ライセンス数、サポート契約の情報です。

(3) ご注文の取り消しおよび返金について

グローバル・ルール上、確定したご注文の取り消しや支払われた代金の返金が認められておりません。このため、当社とお客様とのお取引でも、確定したご注文の取り消し、ご提供済み製品の返品、並びにサポート契約の遡及解約はお受けできません。

(4) オラクル・ソフトウェア製品の使用条件

① 第三者使用の禁止

オラクル・ソフトウェア製品は、ライセンス購入者(使用権を許諾されたエンドユーザ様)が自己の業務処理を行う目的に限り使用が認められます。ライセンス購入者以外の第三者が利用するデータセンター事業、計算センター事業、アウトソーシング事業、アプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)事業等には使用できません。当該使用を行う場合は別途、専用のライセンスをご購入いただく必要がありますので、当社担当営業または販売パートナーにご相談ください。

② 監査権について

当社は、お客様に販売したオラクル・ソフトウェア製品の使用状況を監査できる権利を保有しております。また、この監査権を日本オラクル社に譲渡する権利も保有します。

2. オラクル・ソフトウェア製品のサポート契約に関する注意事項

(1) テクニカル サポート ポリシー

米国オラクル社は、オラクル・ソフトウェア製品に対するサポートについて、グローバルで共通の「Oracle Software テクニカル・サポート・ポリシー」に基づいて提供されることを定めております。当社がご提供するオラクル・ソフトウェア製品に対するサポートサービス「SupportDesk」もこのポリシーに基づいて実施されます。

ご確認先 URL: <http://www.oracle.com/jp/support/policies/index.html>

【ご参考】 代表的なポリシーの内容について

詳細は前述の URL の「Oracle Software テクニカル・サポート・ポリシー」をご確認ください。

➤ サポートの開始日

オラクル・ソフトウェア製品に対するサポート契約は、サポート対象となるソフトウェア製品の
使用権許諾と同時に開始する必要があります。

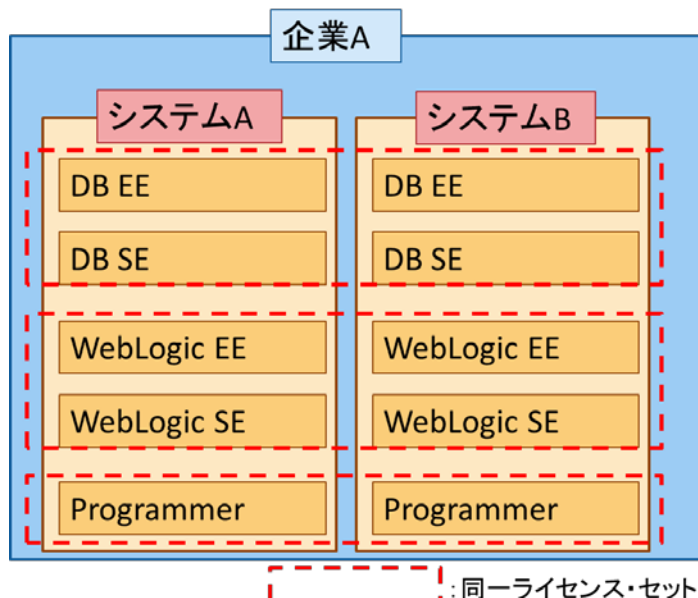
➤ サポートの再契約料金

オラクル・ソフトウェア製品の
使用権許諾日からサポート契約を開始できない場合、または、一度中断したサポート契約を再開する場合は、サポート契約が存在しない空白期間に対し、サポートの再契約料金(空白期間(月数)のサポート価格×150%)が発生します。

➤ ライセンス・セット(保守契約の有無を統一すべき単位)

お客様所有のプログラムライセンスのすべて、または、同一のソースコードを共有しているプログラムのライセンスすべてを1つのライセンス・セットと呼びます。

同一ライセンス・セットの例 (同一のソースコードを共有しているプログラムのライセンス)



➤ **サービス・レベルの一致(部分保守の禁止)**

日本オラクル社は、Oracle Software テクニカル・サポート・ポリシーにて、ライセンス・セットの単位で保守契約の有無を統一することを定めています。保守をご契約いただく場合、同一ライセンス・セット内の一部のライセンスのみ保守を契約することは、サービス・レベルの不一致が発生することから認められず、すべてのライセンスに対して保守契約が必要です。

同一ライセンス・セット内で保守を契約しないライセンスは、ライセンス契約を終了(使用権許諾を放棄)する必要があります。

➤ **サポートの部分的な解約**

同一ライセンス・セットの一部のライセンスのみサポート契約を解約する場合、サービス・レベルの不一致が発生します。そのため、サポートの部分的な解約を行うためには、当該ライセンスについて、ライセンス契約を終了させなければなりません。ライセンス契約の終了には、ライセンス契約の終了に関する同意書をご提出いただく必要があります。詳細なお手続きについては、当社担当営業または販売パートナーにご相談ください。

➤ **サポート契約が無い場合のリスク**

サポート契約をご締結いただいていないオラクル・ソフトウェア製品に対しては、お客様からの技術的なお問い合わせをお受けすることができません。また、サポート契約を前提に提供されるサービス(技術情報、修正プログラム、更新版プログラムなど)を一切ご提供することができません。

(2) サポート契約の更新時の料金改定(値上げ)

日本オラクル社の料金改定の考え方は以下の通りです。当社での料金改定およびご契約内容については、当社担当営業または販売パートナーまでお問い合わせください。

① **料金改定の運用について**

日本オラクル社は、米国オラクル社のグローバル・ルールに準拠し、毎年サポート契約更新時に、前年の年額サポート料金に「更新時調整料金※」を加算した額でサポート契約を更新する運用を2011年11月より開始しています。

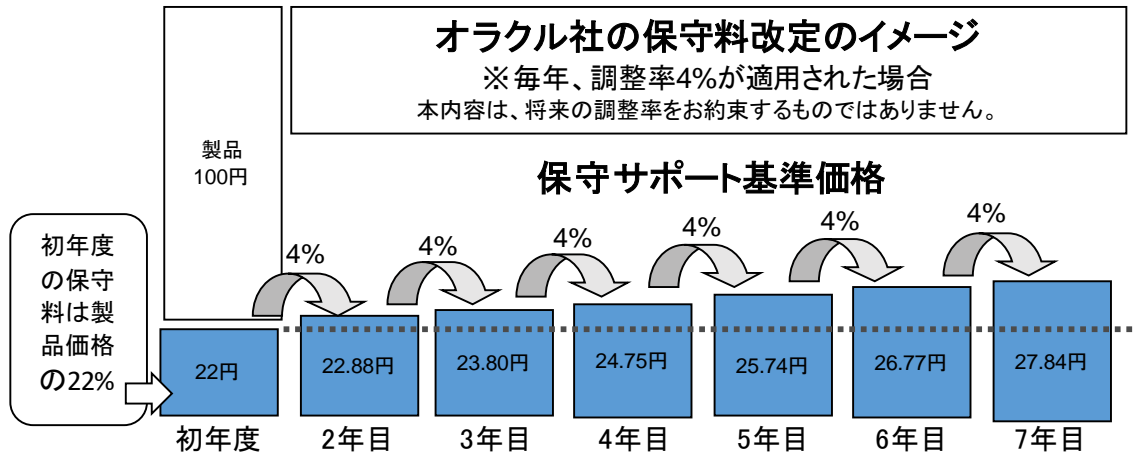
※前年の年額サポート料金に更新時調整率(以下「調整率」)を乗じた金額です。

② **調整率について**

調整率および適用時期は、日本オラクル社により随時決定され、適用されます。

【ご参考】日本オラクル社のサポート料金改定について

- 2011年は、初回適用の混乱を避けるため、調整率2%が発表されました。
- 調整率は、毎年、国単位に設定されます。海外での過去の最低調整率は4%です。



3. 問合せ先

本注意事項の内容についてのお問合せは、以下のページよりお問合せフォームをご利用ください。

URL: <https://software.fujitsu.com/jp/oracle/contact/>

以上

[更新履歴]

- 2011年7月 初版
- 2014年4月 対象製品の更新
- 2015年6月 ライセンス・セットの説明を追記、対象製品の更新
- 2019年7月 サポート契約の更新時の調整率についての更新

【対象オラクル・ソフトウェア製品およびサポート】 <2019年7月17日現在>

本お知らせの対象は以下 URL に記載の製品です。

URL : <https://www.fujitsu.com/jp/products/software/partners/partners/oracle/products/>